

京都府人権教育・啓発施策推進懇話会専門委員会の概要について (第2回／平成28年度第2回)

- 1 日 時 平成29年2月2日(木) 午後2時30分から4時
- 2 場 所 ザ・パレスサイドホテル『グランデ』
- 3 出席者 薬師寺委員長・太田委員・北村委員・山本委員・伊藤委員・白浜委員
京都府：人権啓発推進室長、教育企画監、国際課長他 関係部局職員
- 4 傍聴者 10名

5 議事の概要

(1)ヘイトスピーチに関する最近の動向について

法務省人権擁護局内「ヘイトスピーチ対策プロジェクトチーム」作成(28.12.27)の「ヘイトスピーチ解消法参考情報」(その1、その2)及び川崎市人権施策推進協議会の「ヘイトスピーチ対策に関する提言」(28.12.27)について事務局から説明。

(2)ヘイトスピーチの解消に向けた府の取組について

ヘイトスピーチ解消法の趣旨を踏まえた取組として、府管理の公共施設でヘイトスピーチを伴う集会等の開催を抑制するための方策(①申請内容等による利用不許可、②ヘイトスピーチを行わないこと等の条件を付与した許可、③施設利用者に対する個別啓発)について意見聴取

【委員の意見】

- ▶ 法務省の参考情報により、ヘイトスピーチの定義はかなり絞り込まれた。
これにより、言論規制をある程度排除することが可能となる一方、これに当てはまらない様々な差別的言動を止めることが難しくなるのではないか。
- ▶ 公共施設の利用規制(事前利用不許可)は、ヘイトスピーチが行われる恐れが客観的な事実を照らし、具体的に明らかに予測される場合に限り可能である。
- ▶ 現行施設管理規程の利用制限規定(公序良俗違反、管理運営上の支障等)を理由に不許可とする場合には、その基準(条例、審査基準、ガイドラインなど)の公表が必要である。また利用制限規定の適用範囲については、さらに検討が必要である。
- ▶ 不許可とする場合は言論抑圧防止の観点から事前に聴聞の機会等を保障する必要がある。不許可の判断にあたっては、過去の条件違反は一要素に過ぎず、その他事情を総合的に判断するべきである。
- ▶ 府管理施設の利用にあたり、ヘイトスピーチを行ってはならないなどの許可条件付与は当然行うべきだが、集会時における許可条件違反の判断や条件違反を理由とした許可取消の実際の運用等は、極めて困難。

- ▶ 「表現の自由」や「集会の自由」は、最大限保障されるべきものであり、規制内容は必要最小限にしなければならない。
- ▶ 基準等を作成する場合は、実際にヘイトスピーチを伴う集会等の対応にあたる施設職員がわかりやすいものにするべきである。
- ▶ ヘイトスピーチは、ヘイトスピーチ解消法以外にも、不明確ではあるが人種差別撤廃委員会において広く定義されている。ヘイトスピーチの規制範囲については、これらを参考にしながら段階的な対応・検討が必要である。

(3) その他

次回（第3回）専門委員会は、以下の内容で行う予定であることを事務局から説明

- ①府管理公共施設におけるヘイトスピーチ抑制策について
- ②インターネット上のヘイトスピーチ対策について など